

埼玉県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 埼玉県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 987 円
- (3) 発効日 令和4年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和4年度
- (3) 生活保護水準（令和4年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の埼玉県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（111,507 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると埼玉県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$987 \text{ 円 (埼玉県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.807 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 138,433 \text{ 円}$$